

岡山大学自然生命科学研究支援センター
ゲノムプロテオーム解析部門（動物室）利用内規

1. 利用の原則

岡山大学自然生命科学研究支援センター ゲノムプロテオーム解析部門動物実験室（以下、「実験室」という）を利用する者（以下、「利用者」）という）は、岡山大学自然生命科学研究支援センター ゲノムプロテオーム解析部門動物実験室利用要項（以下「利用要項」という）及びこの手引きに掲げる事項をよく理解・遵守し、実験室の円滑な運営に協力しなければならない。

2. 禁止事項

利用者は実験室内にて以下の行為を行ってはならない。

- ①喫煙、②飲食、③扉の開放、④許可のない物品等の設置、⑤実験に必要としない物品の持ち込み、⑥動物実験に無関係な人物を実験室に招き入れる行為、⑦感染動物を飼育すること、⑧P2A レベル以上の動物実験、⑨そのほか実験室の運営を妨げる行為

3. 実験室の利用者登録について

- (1) 利用者は利用要項で定められた資格者のうち、あらかじめ、大学の実施する動物実験に関する講習を受け、登録されたものに限る。
- (2) 実験室の利用を希望する者（以下、「希望者」という）は実験室利用申込書（書式1）に必要事項を記入し、ゲノムプロテオーム解析部門管理室（以下、「管理室」という）に申し込む。
- (3) 利用登録の有効期限は原則として登録年度末までである。但し、引き続き登録を希望する場合は、所定の更新手続きを行う。
- (4) 登録申請事項に変更がある場合は、管理室に速やかに届け出て、所定の手続きを行う。
- (5) 実験室の利用を終了した場合、管理室に速やかに届け出る。
- (6) 利用登録されていない者は、原則として管理室に申し出て、所定の手続きを行う。
- (7) 利用者の資格喪失の場合には、利用者からの申し出がなくても登録を抹消することがある。

4. 動物実験計画書について

- (1) 岡山大学動物実験規則（平成20年2月21日 岡大規則第6号）に基づき「動物実験計画書」（様式2号：動物実験委員会にて承認を得た書類）（以下、「計画書」という）に必要事項を記入し、ゲノムプロテオーム解析部門管理室に提出する。
- (2) 計画書は運営会議の審査を受け、承認を受ける必要がある。
- (3) 計画書の有効期限は承認された年度末までである。年度をまたぐ場合には、再度、計画書を提出し、審査を受ける必要がある。
- (4) 実験内容に変更が生じた場合には、変更後の計画書をただちに提出し、運営会議の審査を受ける。

5. 実験室の出入りについて

- (1) 実験室に立ち入る場合は、必ず予め各自が用意した白衣、マスクを着用し、手指の消毒を徹底して行う。
- (2) 白衣、マスク、手袋、チップ等の消耗品は、利用者が準備し、費用を負担する。

6. 実験動物の入手・実験室への搬入方法について

- (1) 動物の発注前に「動物搬入願」（様式3号）に必要事項を記入の上、管理室に提出する。この手続きが行われていない動物は、実験室に搬入できない。
- (2) 実験室への動物の搬入は原則として利用者が行う。
- (3) 実験室に搬入可能な動物は SPF グレードであり、P1A レベル以下のものに限る。

7. 動物の搬出・死体の処理・再搬入について

- (1) 動物が死亡した時、あるいは実験終了による処分や実験の必要上動物を実験外に搬出する時は、「動物の搬出届け出書」（様式4号）に必要事項を記入し、受付に提出する。未提出の場合は、飼育していなくても課金の対象となる。
- (2) 動物を実験室外に持ち出す場合は、逃走防止に最大限の注意を払うとともに、関係者以外の目に触れないようにしなければならない。

- (3) 万が一、輸送中の動物が散逸した場合には、直ちに管理室に報告する。
- (4) 実験室から持ち出した動物を再度持ち込むことはできない。
- (5) 実験後の動物死体は、ビニール袋に入れて固く口を縛った後、各研究室において-20℃以下にて保管・廃棄する。
- (6) 体液や血液などで床面等を汚した場合は、直ちに清掃・消毒し、現状復帰させる。

8. 飼育管理について

- (1) 動物の飼料は、利用者が準備する。
- (2) 飼育室において使用する飼育器具及び機材類（ケージ、えさ箱、給水瓶など）は利用者が洗浄・消毒して準備する。
- (3) 実験室で飼育されている動物のケージ交換作業は原則として利用者が行う。
- (4) 給餌、給水は原則として利用者が行う。
- (5) 各飼育室は $23^{\circ}\text{C} \pm 1^{\circ}\text{C}$ に空調管理されているので、入出時の扉の開放は最小限にする。この温度以外に設定することは認めない。
- (6) 清掃は各利用者が行う。飼育管理が不十分とゲノムプロテオーム解析部門職員が判断した場合、清掃を指示するが、これに速やかに対処しなければならない。

9. 廃棄物の処理について

- (1) 廃棄物処理に関しては本学所定の処理規程に従って行う。
- (2) 飼育・実験等に付随して生じたゴミは利用者が全て持ち帰り、廃棄処理する。

10. 実験器材及び消耗品の搬入並びに取扱いについて

- (1) 簡単な解剖用具及び少量の注射器具類等の消耗品は、特に届け出なくとも搬入することができる。しかし、室内放置は禁止する。
- (2) 持ち込まれた器具類の維持・管理は利用者が行い、必ず持ち帰る。
- (3) 他の利用者の実験や施設の運営に支障が生じる場合は、利用者と相談の上、施設は当該機器類の搬出を指示する場合がある。

11. 夜間利用及び動物の逃亡

- (1) 夜間に入室する場合、電灯の付けっぱなしは禁止する。
- (2) 動物が逃亡した場合は必ず職員に連絡をする。なお、逃亡した動物を捕獲した場合は安楽死処分を行う。

12. 利用許可の取り消し等

- (1) 部門長は利用を許可した研究グループが関連法令、本学規則等及びこの要項に違反していると認められる場合には、直ちに利用許可を取り消し、又は利用を中止することができる。
- (2) 部門長は施設において特別な必要性が生じた場合には利用許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

13. 経費負担等

- (1) 実験室の利用に係る経費は、当該研究グループが負担する。
- (2) 利用に際して必要となる付帯設備等は、当該研究グループの負担により設置する。利用を終えた後は、現状復帰させなければならない。

(様式 3 号)

No.

ゲノムプロテオーム解析部門動物実験室
動物搬入願

ゲノムプロテオーム解析部門長 殿

所属

氏名

研究責任者氏名

TEL

E-Mail

下記の通り動物の搬入を依頼します。

動物種：

動物数： ♂ () ♀ () 計 ()

微生物学的統御：

週齢 (体重)：

購入業者：

搬入予定日・購入希望日：

飼育期間：

実験内容：

搬入願は 1 週間前までに管理室に提出のこと。

(様式4号)

No.

ゲノムプロテオーム解析部門動物実験室
動物搬出届出書

ゲノムプロテオーム解析部門長 殿

所属

氏名

研究責任者氏名

TEL

E-Mail

下記の通り動物の搬出を届け出します。

動物種：

動物数： ♂ () ♀ () 計 ()

週齢(体重)：

搬出予定日：

搬出の方法：

処分の有無：

搬出業者：